

令和元年度 中央区男女共同参画推進委員会（第1回） 会議録

開催日時 場所	令和元年7月26日（金） 午前10時から午前11時45分まで 中央区役所本庁舎 8階 大会議室
出席者	委員 袖井委員、細谷委員、篠原禎子委員、前田委員、廣野委員、河本委員、磯田委員、 菊田委員、石井委員、遠藤委員、篠原良子委員、和田委員、杉本委員、高本委員、黒川委員
	区側 総務課長、女性センター館長、女性施策推進係長及び係員 男女共同参画関係施策推進委員会幹事
配布資料	◎ 会議資料 資料1 委員名簿 資料2 「中央区男女共同参画行動計画2018」進捗状況報告書(平成30年度) 回収資料 中央区男女共同参画行動計画2018 その他資料 中央区男女共同参画推進委員会（第1回）座席表
議事概要	1 開会 2 議事 （1）中央区男女共同参画行動計画の進捗状況と評価について （2）その他 3 閉会
委員会経過	別紙のとおり

委員会の経過（要旨）

1 開 会

2 議 事

(1) 「中央区男女共同参画行動計画 2018」進捗状況報告書(平成 30 年度)

・事務局より、資料 2 を用いて説明（基本目標ごとに区切って質疑を受けた）

基本目標 1 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕

施策 1-1-(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援について

会 長：男女共同参画セミナーのインターネット受付とはどのような形で行われたのか。

事 務 局：本セミナーは東京都との共催で行われているため、東京都サイト（TOKYOはたらくネット）を通じて募集を行った。

会 長：非常に応募者が多く若い方の参加にはインターネットの活用が効果的だと感じる。

委 員：このセミナーで、子連れで参加した方の割合はどのくらいか。

事 務 局：2月に実施したセミナーは、主に事業者、労務担当者向けで開催されたため、託児の実績は無かった。11月に実施した子育て女性向けセミナーでは、託児ではなく子連れでの参加可としていたため、子どもの人数を把握できていない。

会 長：託児を行い子育て中の方でも参加できるよう工夫しているのであれば、これからは子連れの実績をまとめていただきたい。

施策 1-2-(1) 女性の就労継続に向けた支援について

会 長：就労関連のセミナーで商工会議所と共催のものもあるため、商工会議所から参加されている委員はこういった施策や女性の活躍推進に向けた取組について何かご発言はないか。

委 員：商工会議所と共催しているセミナーの内容などについては、参加していなかったためお話しすることは難しいが、商工会議所に所属している自分の会社も9割が女性であるため、もっとセミナーなどに参加できれば良いと思う。

会 長：商工会議所の幹部や委員などに女性はどのくらいいるのか。

委 員：いますぐに割合までは明確にお答えできないが、今年、副会長に女性が登用された。また、各事業のリーダーには女性もいる。これとは別の話になるが、銀座通りを中心とした商店・事業所などで構成される銀座通連合会や、銀座の町会・商店会・関係団体で構成される全銀座会では、事務局長のほか常務理事にも女性がおり、活躍されている。

会 長：商工会議所に女性部があると聞いている。

委 員：商工会議所全体では女性部があり、そこには女性経営者が多くいる。

取り組むべき課題 1-5 生活の場への男性の参画促進

委 員：自身も生活の場へ男性として参画しなければならない立場だが、参画したいと思っても時間が足りない。仮に通勤時間が1時間であればその分家庭に使える時間が1時間少なくなるため、こうしたことが一番の支障だと感じている。中央区男女共同参画行動計画 2018 の P. 31 には、男性が家事・育児・介護に参加するために必要なこととして、「働き方の見直し等により、仕事以外の時間を多く持てるようにすること」と回答した人が45%となっており、半数近くの人が問題意識を持っている。こうした時間に対する対策となる事業や取組があま

りされていないように思う。例えば、区内に地下鉄の新駅ができれば通勤時間の短縮になるなど、ここに記載のない事業であっても、仕事以外の時間を持てるようにするための施策や事業があれば知りたい。

事務局：ここでは、直接的に個人の時間を作り出す施策等には触れていないが、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進がそれに当たるものと認識している。区では優れた取組を行う企業等を認定しており、認定企業では、フレックスタイム制、時差・時短勤務、在宅勤務など働き方を工夫する取組がされているため、それを区の広報媒体を活用して広く紹介することで、全体のワーク・ライフ・バランス推進、働き方全体の見直しに繋げていきたいというものである。

施策1-5-(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発

会長：両親学級は、いつ開催されているものか。

所管課長：夫婦揃っての参加が前提であり、土曜日に開催している。

基本目標2 男女平等を阻む暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

施策2-1-(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援

委員：職場におけるハラスメントについて、相手の容姿を褒めることが相手の感じ方でハラスメントと言われてしまうため、近頃は若い女性に声をかけづらい、懇親会などにも誘いづらいと聞いている。区ではどの程度の範囲で相談が利用されているのか。

所管課長：本区においては、管理監督者を対象に年2回ハラスメントセミナーを開催している。また、職員による相談窓口のほか、臨床心理士や産業医がいる健康相談室を設置し、随時職員の相談を受け付けている。区の内部に知られたくない場合には、委託事業者の相談窓口も設けている。相談内容に関しては、直接的にハラスメントに関する相談はないが、人間関係に関する相談は確認している。ただ、特定の人物を糾弾するような相談や訴えは幸いなことに寄せられていない。上司と部下のボタンの掛け違えで、所属長が間に入って解決する事案に止まっていると認識している。

施策2-3-(1) 相談機能の充実

委員：女性相談（電話相談）の回数や時間帯について、毎週月曜日午前10時から午後4時ということで1週間に1回昼間だけでは足りないのではないかと。昼間の時間帯では働いている人が相談するのは難しい。電話をかけるということ自体勇気のいることなので、回数（機会）や時間帯の選択肢がもっと多ければ良いと思う。

事務局：記録を見る限りでは深刻な相談が多く、対面での相談が大事だと感じている。予約無し of 電話相談は毎週月曜日のみだが、面談・電話を選べる予約制の相談予約は開館中いつでも受け付けており、昼間の時間帯に電話での相談が難しい方にも予約機会は提供できている。

会長：相談に当たっているのはどのような方か。

事務局：相談は専門のカウンセラーが対応している。さまざまなノウハウを持っており、時間をかけて一人ひとりじっくり相談を受けている。

委員：電話相談の件だが、若い方のほとんどは家に固定電話が無いし、電話で相談するということが自体に高いハードルがある気がする。せめて予約だけでもインターネットでできると良い。

会長：最近の新入社員は電話が怖くて電話に出られないとも聞くが、その点はいかがか。

事務局：連絡（受付）手段については多様化してきており、若い世代ではインターネットやメールな

どのツールが広く利用されていることも承知はしている。具体的にどのような方法での受付が可能で効果的であるか研究していき、改めてご報告させていただく。

委員：とりあえずお話を聞き、抱える問題の内容や深度から適切に専門家につなげるようにするなど、相談者のはじめの一步のハードルを低くしていただければと思う。

委員：全国の自治体から事例を探していけば、いろいろな方法が見つかるかもしれない。インターネットは若い人から多く利用されているので、そういった取組で相談者の初動のハードルを下げられることは良いことだと思う。他でやっている取組や仕組みを参考にしながら可能かどうか検討してもらえればよいのではないかな。

会長：相談予約だけでなく、先ほどのセミナーの参加受付なども含めて、インターネットをどのように活用していくのか、その効果的な方法を区として検討してほしい。

委員：毎週月曜日に実施する電話相談132件の実績は、意外と多く感じる。相談者の男女比、年齢など属性を分析した上で、インターネット利用が効果的なのかなど検討していくことも必要なのではないかな。

会長：相談者の内訳は把握できているのか。

事務局：女性相談であるため、性別については女性のみ132件の相談である。いま手元に詳細な資料は無いが、分かる範囲で記録しており、40歳代、50歳代の相談が中心で、家庭・家族関係の相談が多い。現状は20歳代、30歳代からの相談は少なめである。

施策2-3-(3) 被害者の保護と自立支援

委員：児童の一時保護の実施について、保護件数6件ということだが、児童虐待については大変な出来事が沢山起きている。中央区では児童相談所との連携をどのように取っているのか。また、必ずしも児童相談所や区でなくても、地域などその他どこからでも支援できるようつなげていくということが必要だと思う。家庭のことだから地域が関わるのも難しくなってきたところもあるが、どのように子どもたちを守っていくかということについて、区の考えとこれまでどのようなケースがあったのかを知りたい。

所管課長：児童虐待に関しては、子ども家庭支援センターが通報、相談を受理している。保護者本人からの子育ての悩み相談のほか、近年は皆さん意識が高くなっているのか近隣の方から「泣き声がする、長時間泣いている」などのお声が寄せられることもある。ケースによっては、保健所、保健センター、または学校など関係機関と連携し、お子さんや保護者との面接で話をすることで悩みを解消できることもある。継続して支援する必要がある場合は、月に1回子ども家庭支援センターまでお越しいただき相談を受けている。直接学校やご自宅に訪問する場合もあり、保護者が面接に応じないことがあれば、家庭への立ち入り調査、一時保護などを児童相談所の権限により行う。中央区は東京都児童相談センターの管轄なので連携して行っている。

委員：直接的な暴力とは違うが、ヒールの高い靴を強制するなど身体的な苦痛を伴うハラスメントが話題になっている。区の職員にも明示的あるいは暗黙のドレスコードなどはあるのか。

所管課長：直接的、明示的にヒールの高い靴を履くようにということはなく、相手に不快感を与えない範囲の服装ということで指導している。

委員：「ハイヒールを履け」のように具体的に規定しているところは企業も含めておそくないと思うが、暗黙の空気で履かざるを得ない感じがするということが強かったら問題だと思うので意識していただきたい。

基本目標 3 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

取り組むべき課題 3-2 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実

委員：学校教育に関連して、PTAについて、戦後アメリカから制度を真似て導入されたものであると思われ、子どもの母親が高度経済成長時代の専業主婦を前提にしてプランニングされたような内容（活動）が行われてきており、それは現在に至るも大きく変わっていない。自身もPTA活動に参加しており、ともに活動する母親は、平日に仕事を休んで参加しなければならないなど負担が大きいと思った。このような問題はそう簡単に変わるものではないが、仕事を持つ母親が増え、共働き世帯が当たり前になる中、PTAのあり方が時代にそぐわなくなってきたことを行政として意識していただければ、今後議論が起きたときに適切な方向性で進めることができるのではないかと。

所管課長：PTAについては、任意団体ということあり教育委員会が直接関与することはないが、各種支援という形で関わっている。今の委員のご指摘については、多くの新しい住民が転入される中、「どうしてPTAに入らなければならないのか」「作業的なことを強制されて困る」などさまざまなご意見をいただいている。PTAに関しての教育委員会の意識としては、地域、学校、PTAとがさまざまな活動を通じ関係を構築していく中で子どもたちと一緒に育み、成長させていくということの役割を担っているものと認識している。多様なご意見や時代にそぐわないという面もあるが、今後も助言をしながら少しでも改善が図られるようにしていくとともに、PTAが無くていいということは決してないので、可能な範囲でご参加いただいて活動していただけるよう努める。

施策 3-2-(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進

委員：外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の件だが、工夫した点で「外国人英語指導講師に対して、児童・生徒と授業以外での日常的なかかわりを多くもつよう指示した。」とあるが、これは労働の範囲内で賃金は支払われているのか。

所管課長：外国人英語講師（ALT）について、本区においては小学校16校、中学校4校の全てに配置しており、皆さん外国人の方となっている。ここに記載のある日常的な関わりについては、例えば授業間など休み時間のコミュニケーションで取り組んでいる。当然、契約の範囲内で行っているものであり、賃金未払いなどは生じていない。

会長：小学校から英語が必須になるということで大変だと思うが、中央区では英語教育のアシスタントを配置するような制度はあるのか。

所管課長：先ほどの外国人英語講師（ALT）のほかにJTEという日本人の英語担当として補助をする職員を置いており、こちらが各校を巡回する形で支援、補助を行い全体での英語活動に取り組んでいる。

会長：それは何人くらいいるのか。

所管課長：4名が巡回で行っている。

会長：小学校から英語が必修になることで教師の負担増が見込まれる中、4人では少ないのではないかと思う。

施策 3-3-(3) 子どもの相談体制の整備

会長：スクールカウンセラーの配置について、小学校は週2回、中学校は週1回というのは何故か。中学校の方が、問題が多い気がするがその点はいかがか。

所管課長：小学校は16校あるため週2回、中学校は4校で週1回となっている。その他に心の教室相談員を週2回派遣している状況もあることから、ここでの記載は1回であるが、それ以外の対応も行っているため、全体としては足りていると認識している。

委員：学校におけるスクールカウンセラーの利用について、いじめの問題は本人の感じ方でさまざまのため、どこまでいったら相談に行ってもよいのか迷うと思う。それについてどうか。

所管課長：スクールカウンセラーについては臨床心理士が対応している。いじめ、不登校、友人関係など幅広く相談に応じている。教育委員会としては本人が嫌だと感じれば「いじめ」であると認識している。本人がどう感じるかが観点であることから一律にここからは相談に来てほしいと線を引いているわけではないが、教師の見取りによってもスクールカウンセラーに繋げるようにしている。

基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進

施策4-1-(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進

委員：家事・育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備についての工夫として、育児介護のための時差勤務を行っているとのことだが、素晴らしい取組だと思った。前後2時間での時差勤務だが、地味でもこういう工夫をして働きやすい職場を作っていくものだと思う。17人取得者がいるのもかなり良い数だと思うし、今後もっと増える可能性もあると思う。せっかくの取組なので、運用上の課題や解決方法なども役所内部にとどめず、企業に向けても発信していけると良いと思う。

会長：委員自身の会社におけるフレックスタイム制や時差出勤についてはいかがか。

委員：事務系の仕事をしている社員にはフレックスタイム制を導入している。また、お店で働く女性社員の中には子育て中で時短勤務の方も多く、シフトを組むのには大変な苦勞があるが、店の営業時間は決まっているため、何とか働きやすい環境を作れるよう努めているところだ。

施策4-2-(2) 地域活動のきっかけづくり

委員：ボランティア活動の普及啓発・支援というところで、社会福祉協議会で行っている「地域ささえあい課」の活動がありがたいと思っている。資料に記載のある相談件数、コーディネーター件数などは年々増加傾向にあり、いろいろなところで社会福祉協議会が力を尽くしている。こうした中、子育てや介護がしやすいように地域が穏やかになっていけるよう行政との横のつながりを作っていただきたいと思う。

所管課長：社会福祉協議会では、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターを配置しており、地域支援と個別支援の2つを主な目的としている。まちで福祉を支えていただく団体を支援していく地域支援のほか、個別支援としてこれまで役所との関わりを持てていなかった方の生きづらさや生活上の困りごとをコーディネーターがアウトリーチ（積極的に出向いて働きかけること）で取り組むことによって、ご本人の希望も伺いながら役所、お年寄り相談センターなどに繋げていくといった取組である。

委員：高齢者の交流サロン（通いの場）の支援について、通いの場とはどのようなものなのか。

所管課長：閉じこもりがちの方や一人暮らしの方の、身近な場所での仲間づくりや健康づくりを、地域の方が自主的に企画して行うもので、5人以上のメンバーで月2回以上の活動を条件に支援している。昨年度までは記載のとおり16団体が活動していたが、現在は19団体ある。この取組は積極的に周知しており、「通いの場マップ」でいつどのような活動が行われているか

わかるようホームページなどでも紹介している。イメージとしては、地域の方が自ら小規模で活動ができるというもので、全国的に行われる事業ではあるが、なるべく参加しやすいよう中央区のスタイルで実施している。

委員：個人が自宅や区の施設を借りて食事の提供や趣味などをやるというものなのか。

所管課長：個人の方というよりは、ボランティアが複数人集まって行ったり、企業が社会貢献活動としてスペースを無償で貸し出したり、民生委員がやることもあれば、高齢者クラブの有志が集まって行うなどさまざまな形態があるが、実施主体に制限は設けていない。ただ、活動場所に自宅はなく、公共施設や民間施設（私有地）などで行われている。

委員：仲間が集まって自主的に興味のあることにチャレンジしたり勉強したりするもので、区がやっていることではないということか。

所管課長：区は主に運営費や場所探しを支援しているが、現在普及活動をしている介護予防プログラム（中央粋なまちトレーニング）の希望があれば説明に出向きサポートしている。一部を除き自由参加形式でやっているため、毎回固定メンバーで集まるというよりは、自由に誰でも参加できるものである。認知症サロンとは別のものである。

会長：これは認知症サロンとは別のものか。

所管課長：認知症カフェはまだ別の仕組みで運営している。認知症カフェは、現在区内で7つの活動が行われている。

取り組むべき課題4-3 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

会長：防火防災女性の会があるということで素晴らしいと思う。現在、男女共同参画局もジェンダーや防災などいろいろなことをやっていて、東日本大震災の経験からプライバシー保護やセクハラなどの問題に力を入れて女性に焦点を当てた支援活動をしている。中央区でも頑張ってもらえればと思う。

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

・特に意見なし

前回委員会におけるご意見等への回答

事務局：1点目は、就職活動中のハラスメント問題に関する事業者への働きかけについては、先般、パワハラ関連法案が成立し来年から施行されるものであるが、こういった法改正の経緯や概要等は各種セミナーの中で取り扱っていく。また、東京商工会議所中央支部や東京都労働相談情報センターとの共催セミナーの中で取り扱っていくよう協議していく。

2点目は、女性センター登録団体が施設を利用する際の構成員以外の参加について、現状の取扱いは、あらかじめ登録された構成員のみの利用でなければ使用料の減免が受けられない。今後は、登録団体の会員加入と活動を促進するため、当日利用者の過半を超えない範囲であれば、構成員以外の体験参加等を認める方向で運用を見直していく。

事務連絡

事務局：本日ご意見をいただいた「中央区男女共同参画行動計画2018」進捗状況(平成30年度)について、追加の意見・質問は8月30日(金)までに事務局宛て連絡すること。追加の意見等も集約し、12月か来年1月に開催を予定している次回委員会で最終案を提示する。

4 閉会